

# 山鹿市商工業跡継ぎ支援事業補助金

市内中小企業者の円滑な事業承継を支援します。



## ●補助対象者 次のすべての要件を満たす者が対象となります。

- ・中小企業者の本店または主たる事業所が市内に所在し、引き続き5年以上経過している事業所を事業承継する方
- ・令和5年4月1日以降に熊本県事業承継・引継ぎ支援センター又は熊本県商工会連合会等の支援を受けて事業承継する方
- ・中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は第2号若しくは第5号に規定する業種を主として市内で事業を営む方(副業・兼業を除く。)
- ・法人の場合、会社法第2条第1号に定める法人又は医療法人、社会福祉法人等であること
- ・営業に許認可が必要な場合、許認可を取得又は交付申請日までに取得すること
- ・市町村税の滞納がないこと
- ・補助事業完了後3年以上継続して営業を行い、商工団体の経営指導を3年間受けること

## ●補助対象事業

- ・改修等工事及び設備工事は、資格等を有する山鹿市内に住所のある個人事業主又は、市内に本店、支店、営業所を有する法人が施工すること
- ・年度をまたぐ事業も補助対象とする。ただし、令和8年3月31日までに事業完了すること

## ●補助内容

限度額・補助率	補助上限額:100万円 / 補助率:2分の1以内
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>①事業所の新增改築及び改修工事費</li><li>②事業所の電気設備、空調設備、換気設備、給排水設備等の工事費</li><li>③事業所の賃料(共益費含む。上限3か月分まで)<ul style="list-style-type: none"><li>・管理費、駐車場代、敷金礼金、保証料、光熱水費等は含まない。</li><li>・交付承認日より前の契約であっても、交付承認日以後に支払った経費は補助対象とする。</li></ul></li><li>④事業に不可欠な設備・機械の購入費</li><li>⑤事業用車両のリース費</li><li>⑥広告宣伝費</li><li>⑦マーケティング調査にかかる委託料等に要する費用</li><li>⑧テストマーケティング等を行う際の会場使用料等に要する費用</li></ul>

※詳しくは、下記問い合わせ先にご相談ください。

## ●申請・問い合わせ先

山鹿地域	山鹿商工会議所 電話 0968-43-4111
鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央地域	山鹿市商工会 電話 0968-46-2141

